

ご案内

各事業者 殿

島田労働基準協会
電話(0547)35-4522 F A X(0547)35-5191
<http://www.shimakikyo.jp>

令和元年度 職長教育講習会（製造業）の開催について

労働安全衛生法第60条(同施行令第19条)により「事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職長となった者又はその他作業中の労働者を一人でも指導または監督する者に対し、事業者は安全又は衛生のための教育を行わなければならない。」ことになっております。

本講習では危険有害物質等のリスクアセスメントを含め、作業指示のしかた、コミュニケーションのとり方、部下指導の方法等について学べる場であり、職場の活性化にも大いに役立つものと存じます。

当協会では、標記の講習会を下記要領で開催しますのでご案内申し上げます。

記

1. 日時及び会場

会 場	開 催 日	
島田市地域交流センター 歩歩路（ぼぼろ） （島田市本通3丁目6-1）	6月18日（火） 19日（水）	11月26日（火） 27日（水）

※開始時間は9時から。終了時刻は16時40分頃を予定しています。

必ず8時50分までに来場してください。会場には無料駐車場はありません。

2. 研修内容

- ①作業手順の定め方 ②労働者の適正な配置の方法（2時間）
- ①指導及び教育の方法 ②作業中における監督及び指示の方法（2.5時間）
- ①危険性又は有害性等の調査の方法 ②危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置 ③設備、作業等の具体的な改善の方法（リスクアセスメント）（4時間）
- ①異常時における措置 ②災害発生時における措置（1.5時間）
- ①作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法 ②労働災害防止についての関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出す方法（2時間）

3. 受講料（テキスト代・昼食代を含む）※非会員事業場様は1名につき2,000円＋消費税が加算されます。

2019/9/30 まで 労働基準協会会員事業所は1名につき 15,120円（うち消費税 1,120円）

2019/10/1 以降 " 15,400円（うち消費税 1,400円）

4. 参加お申し込み方法

- 受講申込書に所要事項をご記入のうえ、島田労働基準協会にお申し込み下さい。定員になり次第締切らせていただきます。
- テキストは、開催当日会場でお渡しします。
- 申込後の取消しは、開催日の7日前までに受講券を返却された場合に限り受講料をお返しします。

※講習会は、日本語のテキストに沿った講義を行いますので、これに対応できる方を対象として受け付けています。

5. 携行品 受講券、筆記用具

6. 修了証交付 講習修了者には、事業場宛に「職長教育講習修了証」を交付します。

受講月日	令和 年 月 日
講習会場	島田市地域交流センター歩歩路

島田労働基準協会開催
職長教育講習会 受講申込書

受講者氏名	生 年 月 日		
	年	月	日
	昭和・平成		
	昭和・平成		
	昭和・平成		

会社名		
所在地	(〒)	
担当者連絡先	部課名	氏名
	TEL	FAX

令和 年 月 日

月 日支払予定

※講習日の2週間前までにお願いします。

《個人情報について》

上記の個人情報につきましては、当協会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。